

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年12月5日

長崎地方法務局佐世保支局 登記官 森川 崇弘

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3103-2025-0040	佐世保市瀬道町又1787番
3103-2025-0041	佐世保市瀬道町1801番4
3103-2025-0052	佐世保市瀬道町又2040番